

事 務 連 絡

平成18年 6 月23日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について

標記については、平成18年3月31日付け事務連絡にて通知したところですが、今般、韓国政府においてパプリカ（ジャンボピーマン）に係る登録業者の見直しが行われたことから、同事務連絡の別添1の2を別添1に、同事務連絡の別表9を別添2のとおりとするので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。